

特定非営利活動法人 赤磐子どもエヌピーオーセンター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 赤磐子どもNPOセンターという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岡山県赤磐市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の中での体験活動と、優れた舞台芸術の鑑賞活動を通して、子どもたちの豊かな成長を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 自然や人とのふれあいを通して、創造性、自主性、社会性、などを育む活動の企画、運営
 - ② 演劇、コンサートなどの鑑賞活動の実施
 - ③ 子どもを取り巻く社会状況に応じた、学習、交流の推進
 - ④ ニュースの発信
 - ⑤ 子どもの諸活動に関する支援、ネットワーク作り
 - ⑥ その他会の目的に添った活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 団体正会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進する子ども劇場などの団体
- (2) 個人正会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進する個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援する団体及び個人
- (4) 協力会員 この法人の目的に賛同し、活動に協力する個人

(入会)

第7条 正会員の入会について、特に条件等は付さない。

2 正会員になろうとするものは、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。理事会は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。

3 理事会は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 正会員以外の会員になろうとするものは、入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及びその他の会員は、総会において別に定める、入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及びその他の会員は、退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をした場合、総会において、正会員総数の3分の2以上の同意により、代表理事がこれを除名することができる。

2 この規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行なう総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、5名以内を代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事のうち3分の2以上は、総会において選任し、残りは、総会の承認を経て、代表理事が委嘱する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 監事は、総会において選任する。

4 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選出された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

4 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て代表理事が任免する。

第5章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第21条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。
- 3 前項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

第6章 会議

(種別及び構成)

第22条 会議は、総会、理事会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。団体正会員は、総会で表決を行う者1名を定め、代表理事に届け出る。
- 3 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とし、理事をもって構成する。

(会議の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び収支決算の承認
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第40条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) その他理事会が必要と認める重要な事項
- 2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他この法人の業務の執行に関する事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後80日以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集するとき。
- 3 通常理事会は、毎年必要に応じて代表理事が招集する。ただし、次の各号の一に該当する場合には、臨時理事会を招集しなければならない。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から請求があったとき。

(招集)

第25条 会議は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 代表理事は、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をも

って、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

- 4 代表理事は、理事会を招集するときは、会議を構成する理事に対し、前項の規定と同様にしなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議決)

第28条 会議における議決事項は、第25条第3項及び第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に定める場合を除き、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 総会における各正会員の表決権は、平等なるものとする。理事会における各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 総会において出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 理事会において出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

- 4 第2項及び第3項に規定する当該正会員または当該理事は、第27条及び前条の規定の適用については出席したものとみなす。

- 5 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 総会の議事録には、議長及び、出席した正会員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印し、これを保存しなければならない。

- 3 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 4 理事会の議事録には、議長及び、出席した理事のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印し、これを保存しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生ずる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第33条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第35条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(予備費の設定及び使用)

第37条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第38条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第41条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第42条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第一号の事由によりこの法人が解散をするときは、正会員総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残余する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、岡山県に譲渡するものとする。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、この法人の事務所の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して

行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、岡山県において発行する山陽新聞に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第46条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年6月30日までとする。

理事長	芳賀 明子
副理事長	平野 美恵
副理事長	山本 美香
理事	前原 直子
同	山口 美佐江
同	和田 浩美
同	元宗 修代
同	土井 比登美
同	小林 真理
同	角南 淳子
同	国正 恵美子
監事	水野 良子
同	林 始子

- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- ①団体正会員 一口年額 13,200円
- ②個人正会員 一口月額 1,100円
- ③賛助会員 一口年額 5,000円

- 6 平成13年6月15日 一部変更
- 7 平成18年6月14日 一部変更
- 8 平成21年6月11日 一部変更
- 9 平成23年12月1日 一部変更
- 10 平成24年6月16日 一部変更
- 11 平成29年6月19日 一部変更